

第1回東松山市幼児教育振興懇談会 次第

令和6年4月23日(火)

午後1時30分から

本庁舎3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 令和6年度事業計画計画(案)とテーマ(案)

(2) その他

4 閉 会

令和6年度 東松山市幼児教育振興懇談会参加者

No.	氏 名	所 属	参加者区分		備考
1	巢立 佳宏	山村学園短期大学講師	1号	知識経験者	
2	中村 昭司	坂戸ひまわり幼稚園長	1号	知識経験者	
3	小佐野 真紀	東松認定こども園げんき主幹教諭	2号	幼稚園代表者	
4	竹内 千鶴子	東平幼稚園長	2号	幼稚園代表者	
5	峯 岩男	ひさみ幼稚園長	2号	幼稚園代表者	
6	眞秀 宏	松山第二小学校長	3号	小学校長代表者	
7	二口 法子	桜山小学校長	3号	小学校長代表者	新任
8	狐塚 汐里	高坂ひまわり保育園長	4号	保育園代表者	
9	本嶋 郁美	まつやま保育園長	4号	保育園代表者	

※任期2年（令和8年3月31日まで）

令和6年度事業計画（案）及びテーマ（案）

全体テーマ

令和6年度のテーマ「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」

（過去テーマ）

- R2 テーマ 他者との関係（協同性・道徳性・規範意識の芽生え・社会生活との関わり）
～コロナ禍における他者との関係～
- R3 テーマ コロナがもたらしたもの～保育・教育活動を通して～
- R4 テーマ コロナがもたらしたもの～保育・教育活動を通して～
- R5 テーマ 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について
～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」

第1回幼児教育振興懇談会

期 日 令和6年4月23日（火） 午後1時30分～2時30分
議 題 令和6年度事業計画（案）及びテーマ（案）

第1回幼保小三者連絡会

令和6年5月～6月 高坂小学校
令和6年5月～6月 新明小学校

幼児教育研修会

期 日 令和6年8月8日（木） 午後 時 分 ～ 時 分
会 場 平野市民活動センター
講 師 國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科
准教授 吉永安里（よしながあさと）氏
テーマ 「 未 定 」
対 象 幼児・児童の保育と教育に携わる方全般

第2回幼児教育振興懇談会

期 日 令和6年8月8日（木） 午後 時 分 ～ 時 分
議 題 第1回幼保小三者連絡会の報告

第2回幼保小三者連絡会

令和7年1月～2月 松山幼稚園
令和7年1月～2月 あっぷる幼稚園

第3回幼児教育振興懇談会

期 日 令和7年3月 日（ ） 時 分～ 時 分
議 題 東松山市幼児教育研修会の報告
第2回幼保小三者連絡会の報告
令和6年度事業報告
令和7年度事業計画（案）及びテーマ（案）

「幼・保・小三者連絡会議」実施会場一覧

幼稚園	松山	東松	松山南	ひさみ	高坂	東平	聖ルカ	新明
H 7	○	○	○	○	○	○	○	
H 1 0	○	○	○	○	○		○	○
H 1 4		○				○	○	○
H 1 7	○		○	○	○			
H 2 0		○			○		○	○
H 2 3 冬	○		○	○		○		
H 2 5 冬		○			○		○	○
H 2 7 冬			○	○				
H 2 8 冬	○					○		
H 2 9 冬					○			○
H 3 0 冬		○					○	
R 元 冬			降雪予報 中止	○				
R 2～4 冬	新型コロナウイルス感染予防のため中止							
R 5 冬						○		
R 6 冬	○							

保育園	まつやま	わかまつ	たかさか	からこ	いちのかわ	仲よし	第二 仲よし	若草	桃の木	のもと	みどり	高坂ひ まわり	あつがる 幼稚園	ハルム 松ノ木	ウエル ネス	第二 みどり	桑の木
H 5	○	○	○	○	/			○	○	/	/	/	/	/	/	/	/
H 8			○		/		○			/	/	/	/	/	/	/	/
H 1 2	○			○	/	○			○	/	/	/	/	/	/	/	/
H 1 6		○			○		○			/	/	/	/	/	/	/	/
H 1 9	○		○	○							○	/	/	/	/	/	/
H 2 2		○				○		○	○		/	/	/	/	/	/	/
H 2 4 冬					○		○			○	○	/	/	/	/	/	/
H 2 6 冬	○	○	○									○	/	/	/	/	/
H 2 7 冬				○		○						/	/	/	/	/	/
H 2 8 冬			○					○				/	/	/	/	/	/
H 2 9 冬					○					○		/	/	/	/	/	/
H 3 0 冬		○					○					/	/	/	/	/	/
R 元 冬											○		○		/	/	/
R 2～4 冬	新型コロナウイルス感染予防のため中止																
R 5 冬												降雪中止					
R 6 冬													○				

小学校	松一小	松二小	新明小	大岡小	唐子小	高坂小	野本小	市の川小	青鳥小	新宿小	桜山小
H 6		○	○				○				○
H 9						○				○	
H 1 1	○			○	○			○	○		
H 1 3		○	○				○				○
H 1 5	○			○		○				○	
H 1 8			○		○			○	○		
H 2 1		○					○				○
H 2 3 春	○			○		○				○	
H 2 4 春			○		○			○	○		
H 2 5 春	○	○					○				○
H 2 6 春				○		○				○	
H 2 7 春			○		○			○	○		
H 2 8 春	○	○					○				○
H 2 9 春				○		○				○	
H 3 0 春			○		○			○	○		
R 元 春	○	○					○				○
R 2～4 春	新型コロナウイルス感染予防のため中止										
R 5 春				○						○	
R 6 春			○			○					

(趣旨)

第1条 市における幼児教育の振興に関する基本的事項に関し、有識者及び市民から意見又は助言を求めるため、東松山市幼児教育振興懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼児教育の振興に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 東松山市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、次に掲げる者のうちから、10人以内をもって懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 知識経験者
- (2) 幼稚園代表者
- (3) 小学校長代表者
- (4) 保育園代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者の懇談会の参加期間は、2年とする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月24日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日教委規則第11号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日教委規則第7号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。